

3 上位関連計画における位置付け

(1) 調布市基本計画（平成19年3月）

調布市基本計画は、調布市政の総合的かつ最上位の計画で、平成12年6月に策定した調布市基本構想の実現を図るものです。

○北部地域のまちづくりの方向

- ・ 緑や河川、湧水などの恵まれた自然環境を生かし、残された武蔵野の自然や歴史にふさわしい景観を創造し、武蔵野の面影を大切にすまちづくりを進めます。
- ・ 深大寺や神代植物公園を観光資源として活用するため、地域の関係者と連携しつつ、賑わいのある観光地づくりを進めます。

(2) 調布市都市計画マスタープラン（平成10年6月）、北部地域別街づくり方針（平成22年3月）

調布市都市計画マスタープランは、調布市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、街の姿を将来像として示し、その実現に向けて長期的に街づくりを進めていくための方針となるものです。また、地域別街づくり方針は、都市計画マスタープランに掲げた将来都市像「住み続けたい緑につつまれるまち調布」の実現のため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、まちづくりの理念や基本方針に沿って分野別の都市政策課題をもとに各地域のまちづくりの方向を示すとともに、具体的なまちづくりの契機となる情報を市民、事業者及び市が共有するために策定したものです。

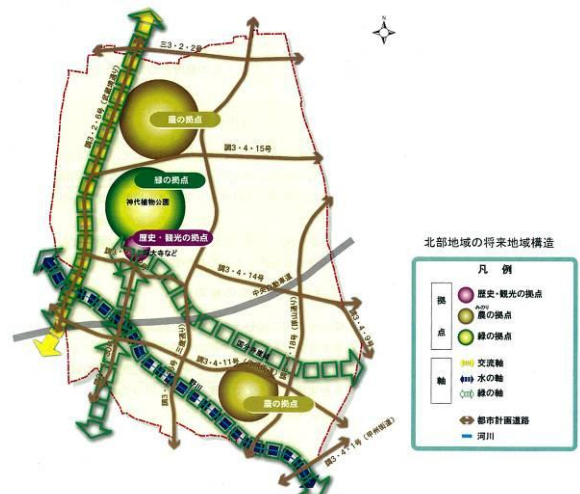
○北部地域の将来像

歴史・景観を保全し、武蔵野の水とみどりの歩きたくなるまちをつくろう

○北部地域の将来構造

歴史・武蔵野の景観、水などの北部地域の特性を生かした拠点づくり

- ・ 深大寺周辺を「みどりと歴史ゾーン」の核の一つである歴史・観光の拠点として、観光関連産業の保護育成を図り、活気のある歴史・文化のシンボル拠点として位置付けます。
- ・ 深大寺、神代植物公園周辺の武蔵野の面影を残している緑豊かな地域を緑豊かなふれあい・交流の場となる緑の拠点として位置付けます。



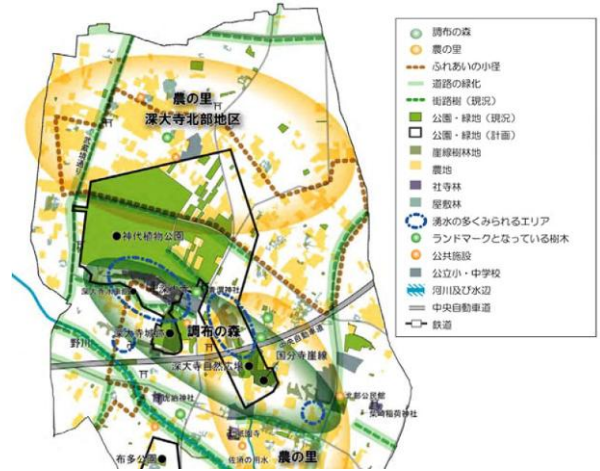
北部地域の将来地域構造（出典：北部地域街づくり方針）

(3) 調布市緑の基本計画 改訂版（平成23年3月）

本計画は、緑の将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示すための「調布市緑の基本計画「庭園のまち 調布」」（平成11年）策定から約10年が経過し、様々な状況変化をふまえ、効果的な施策推進を図るために改定されたものです。

○北部地域での主な取組と計画（抜粋）

- ・ 深大寺から佐須にかけての崖線の緑を「調布の森」と位置付け、重点計画として進めていきます。
- ・ 神代植物公園及び北部の植木畑一帯を「農の里 深大寺北部地区」と位置付け、重点計画として進めていきます。
- ・ 深大寺城跡等の遺跡は、神代植物公園の一部として保全することや、歴史・文化とのふれあいの場として整備されるよう要請します。
- ・ 神代植物公園北部の植木畑をめぐる散策路や、深大寺、調布駅、多摩川を結ぶ散策路を「ふれあいの小径（候補ルート）」とし、重点計画として進めていきます。



北部地域計画図（出典：緑の基本計画改訂版）

(4) 調布市環境基本計画（平成18年3月）

本計画は、調布市の環境特性をふまえた上で、目指す環境の将来像、計画の基本理念及び基本方針を示すとともに、これらを実現するための目標・施策、計画の総合的・横断的な推進・進行管理のあり方などを示したものです。

○環境の保全に向けた具体的な施策のうち、深大寺地区に関するもの

- 【緑】**
 - ・ 深大寺周辺や国分寺崖線、布田崖線等に関わる歴史・文化を生かした保全
 - ・ 湧水地・河川等の水辺との一体的な保全
- 【水辺・水環境】**
 - ・ 湧水の保全に関する総合的・基本的な事項を定めた条例や計画の検討
 - ・ 崖線緑地等、水源地となる緑地の保全
- 【街なみ景観】**
 - ・ 深大寺地区等における緑を活かした道路整備
- 【歴史・文化】**
 - ・ 深大寺をはじめとする指定文化財の適切な保全・管理とPR
 - ・ 郷土の歴史・文化についての学習の場・機会の提供（郷土博物館、深大寺水車館等）

○重点施策のうち深大寺地区に関するもの：豊かな緑・水・景観を守り育てるための取組

- ・ 重要な緑・水・景観を保全するための共通的かつ効果的な手段として、「条例・仕組み等のあり方の検討」、「街づくりルールを活用」、「財源確保の仕組みの調査・検討」、「モデル事業」を挙げています。
- ・ 深大寺地区は、モデル事業の対象地域となっており、自然と人間生活の結びつき復活のための施策、雑木林の維持管理、農業の実践、水辺生態系の回復施策、雨水浸透施策等を実施し、より多くの市民の参加を図ることとしています。

(5) 調布市観光ビジョン（平成21年3月，調布市観光協会）

本計画は，市民，企業，行政等が協力して観光振興に取り組んでいくために，今後の観光のあり方と観光振興の方向性を明確にすることを目的として策定したものです。

○観光振興のための取組のうち，深大寺地区に関するもの

【自然や歴史を活かした観光を目指すために】

○自然や歴史・文化資源の活用

- ・深大寺をはじめとする寺社仏閣や新撰組，近藤勇など，古くからの歴史資源は，景観の調和などにも配慮しながら，観光資源としての活用を進めます。

○調布らしさの活用

- ・深大寺周辺の歴史的街なみを楽しむ観光など，既存の施設や資源の特性を活かした観光の名所化，シンボル化に取り組みます。

○観光資源の魅力強化

- ・地域資源の特性を活かした魅力ある観光拠点を形成するため，環境保全に重点を置いたエコミュージアムの整備，自然や四季を体験できる名勝や景勝地としてのデータベース化など観光スポットの開発に取り組みます。

【回遊性のある観光を目指すために】

○サインの充実

- ・まち中の観光案内板の配置や標識の設置に取り組むとともに，必要な情報が分かりやすいよう，ユニバーサルデザインに基づくサインの統一などに取り組み，回遊性を創出していきます。

○移動手段の充実

- ・手軽な移動手段であるレンタサイクル，観光拠点を巡回するミニバス，路線バスの再編など，手法の検討，観光客のニーズ把握などを行い，事業者などに提言を行なっていきます。

【まちを回遊したくなる仕掛けを作る】

○モデルルートの開発

- ・様々なテーマやストーリーを設定して観光資源で回遊することができる魅力的な観光ルートを開発します。

○拠点間を回遊したくなる仕組みづくり

- ・観光スポットの回遊イベントや異なる時期や地域で開催されているイベントの連携，様々な関係者の協力によるインセンティブなど，回遊性を高めるためのアイデアを模索し，拠点間を移動したくなる仕掛けや仕組みづくりに取り組んでいきます。

(6) 調布市景観基本計画（平成24年4月）

本計画は、都市計画マスタープランに掲げた将来像「住み続けたい緑に囲まれるまち 調布」を景観という側面から実現するため、個性的で魅力あふれる「調布らしい景観」をつくりはぐくんで行くための基本的な方向性を定め、それを市民・事業者・市共通の認識として示し、協働して調布市の景観づくりを推進していくことを目的として策定したものです。

○基本方針のうち、深大寺地区に関係するもの：地域の歴史文化を感じさせる景観の熟成

- ・深大寺周辺は、様々な施策の展開により、市民の愛着や誇りのよりどころとなる景観の熟成を図ります。



深大寺（出典：調布市景観基本計画）

○景観まちづくりの具体的な推進方策のうち、深大寺地区に関係するもの

- ・崖線の連続した緑の眺望景観を保全するため、崖線内やその周辺における建築物などの高さ、形態・意匠・色彩などは、景観法や都市計画法などの諸制度を活用した規制誘導を図ります。
- ・深大寺周辺は、街なみ環境整備事業などにより、市民の愛着と誇りのよりどころとなる景観整備を計画的に推進します。
- ・深大寺、神代植物公園などの地域の貴重な資源を次世代に伝えていくための仕組みづくりを検討します。
- ・国分寺崖線、野川などの自然環境や歴史ある神社・仏閣などを結ぶ調布の魅力を感じる回遊性のある遊歩道・散歩道の整備を検討します。

(7) 調布市公共サイン整備方針（平成24年3月）

本計画は、だれにもわかりやすい公共サインの整備を推進するため、統一的な考え方に基づく公共サインに係る基本的な考え方を定めることを目的に策定したものです。

- ・ユニバーサルデザインの理念を踏まえた基本的な視点（公平，簡単，安全，機能，快適）及び、まちの景観に与える影響にも配慮し、以下の5つの基本方針を定めています。

【基本方針：だれでもわかるサイン，安心して使えるサイン，デザインの統一されたサイン，連続性の確保されたサイン，適切に維持管理されたサイン】

- ・地区毎に歴史や自然などの特性を活かす場合には、本整備方針を基本として地区毎にサイン整備計画を策定することができるものとしています。

(8) 東京都景観計画（平成21年4月改定，東京都）

○国分寺崖線景観基本軸

- ・深大寺地区は，景観基本軸の1つである国分寺崖線景観基本軸に位置付けられており，景観形成の目標と方針が示されています。

(9) 環境軸ガイドライン（平成19年6月，東京都）

- ・環境軸ガイドラインとは，都市施設（道路，公園，河川など）の整備などを契機とし，公園・緑地，道路や河川の緑とこれら沿線のまちづくりで生まれる緑などを組み合わせ，より豊かな緑空間の創造を目指すものための指針となるものです。
- ・調布保谷線，深大寺通り，神代植物公園は，街と自然をつなぐみどりのネットワークのテーマに基づき，「歴史と森をめぐる回遊路」として環境軸推進地区に位置付けられています。

4 深大寺地区におけるこれまでのまちづくりの取り組み

(1) 調布市と協議会の協働によるまちづくりの取り組み経緯

深大寺地区は、国分寺崖線のまとまった緑とせせらぎなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史的・文化的風情を有する地区となっていますが、様々な課題を抱えていることから、調布市では、平成18年11月、東京都・調布市・学識経験者からなる「深大寺地区まちづくり検討会」を設置し、交通対策、環境保全、景観、土地利用等の観点から検討を進めてきました。

また一方で、平成17年に施行した「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、地区住民等からなる「深大寺通り街づくり協議会」が平成20年12月に設立されました。協議会では、地区の街づくりに関する提案書を平成21年5月に市長に提出したほか、街なみ景観や水と緑の保全を目的とした自主的なルールである「深大寺通り周辺地区街づくり協定」を平成24年7月に締結するなど、活発な活動を続けています。

■これまでのまちづくりの検討経緯

年度	調布市による検討	協議会活動
平成18年度	■深大寺地区まちづくり検討会における検討	—
平成19年度	・地区のまちづくりについて、交通対策、環境保全、景観、土地利用等の観点から総合的に検討	■深大寺地区街づくり準備会の設立 ・講演会の開催、事例視察の実施
平成20年度		■深大寺通り街づくり協議会の設立 ・事例視察の実施、街づくりに関するワークショップの開催
平成21年度		■深大寺通り地区街づくり提案書の提出 ・街なみルール、交通対策、水と緑等に関する検討
平成22年度	■深大寺地区まちづくり計画検討会における検討 ・交通対策、環境保全に関する具体的・技術的な検討 ■深大寺通り交通社会実験の実施 ■街なみ環境整備事業に関する検討	■街づくり協定（たたき台）の作成 ・環境デザインサーベイの実施、模型づくり ■深大寺通り交通社会実験の共催
平成23年度	■街なみ環境整備事業に関する検討 ・街なみ整備基本計画（たたき台）の作成	■深大寺通り周辺地区街づくり協定の作成 ■具体的なまちづくり活動の実施 ・弁財天池北側での修景整備

(2) 深大寺地区におけるまちづくりの取組成果

ア 深大寺通り交通社会実験の実施「人にやさしく走る街 深大寺通り交通社会実験」

深大寺通りにおける交通環境の改善を目的として、調布市と深大寺通り街づくり協議会の共催で、平成22年11月に「深大寺通り交通社会実験」を実施しました。

【主な実験の内容】

- ・車のスピードを落とし、地区を通過するだけの車両の流入を抑えるため、道路に「イメージハンプ（視覚的効果により速度抑制を促すもの）」を設置しました。
- ・規制速度遵守を促す看板や、実験をPRするのぼりを設置しました。
- ・ドライバーのマナーアップを促す実験として、「速度超過ドライバー自覚促し実験」と「速度提示実験」の2種類の実験を実施しました。
- ・交通社会実験実施中に深大寺地区周辺の交通量調査を行い、実験実施前後での交通量の変化を確認しました。
- ・道路上の駐輪を防ぎ、歩きやすい歩道とするため、「深沙の杜」に無料駐輪場を開設しました。
- ・周辺住民、来街者等に対して、交通社会実験の評価を確認するため、アンケート調査を実施しました。

【結果と今後の課題の概要】

○速度抑制方策の検討

- ・車両の走行速度を落とし、通過交通を抑制する方策のひとつとして、ドライバーのマナーアップを促す実験等を実施した結果、速度抑制の効果が実験後1ヶ月程度は持続することが判明しました。このような取組を継続的に実施していくことにより、速度抑制が図られるものと考えられます。
- ・3種類のイメージハンプ設置による速度抑制効果の検証では、確実な速度抑制効果の確認ができなかったため、交通環境の改善には、ドライバーのマナーアップを促す取組のほか、路面舗装・表示や物理的な施策を工夫することが考えられ、それらの具体化が課題となります。

○速度抑制に向けた地域との更なる協働

- ・ドライバーに対するアンケート結果から、ドライバーのマナーアップを促す活動を実施するうえで、道路利用者の理解を深めることが必要であると考えられます。
- ・速度抑制を図るうえで、地域による自主的な取組を市がサポートすることや、交通管理者である警察による取り締まり等と連携していくことにより、より効果的な速度抑制効果が期待できると考えられます。

○歩行者のマナーアップに向けた取組

- ・アンケート結果により、横断歩道以外の箇所や赤信号での車道横断など、歩行者のマナーに対する意見が多数挙げられたため、ドライバーのマナーアップと併せて、観光客などの歩行者の安全意識の向上を図る取組も重要であると考えられます。

○駐輪場のあり方

- ・駐輪場の設置が周辺の放置駐輪の防止に繋がる可能性を確認することができました。駐輪場については、公的な設置・運営・管理以外にも、自転車等で来訪する人々の目的となっている施設管理者等が設置・運営・管理を行っていくことも考えられます。

■ 実験の内容と実施箇所

● イメージハンブによる速度抑制実験 (⇒結果は4～6頁をご覧ください)

当初は「ハンブ (こぶ状のゴムチップ製シート)」の設置を検討しましたが、関係機関と協議の結果、深大寺通りでは規制速度を大幅に超過した車両の安全性を確保することが困難なことから、ハンブの設置を見送り、「イメージハンブ」(2～3頁の写真にある路面の模様)を3ヶ所に設置しました。

● 無料駐輪場の設置

(⇒結果は10頁をご覧ください)

道路上の駐輪を防止、歩きやすい歩道とするため、「深大寺通り」に無料駐輪場を実験実施期間中は毎日開設しました。



● 看板・のぼり旗の設置

規制速度遵守看板や、実験をPRするのぼりを設置しました。



● 交通量変化の把握

(⇒結果は11頁をご覧ください)

交通社会実験実施中に深大寺地区周辺の交通量調査を行い、実験実施前後での交通量の変化を確認しました。

● アンケート調査の実施

周辺住民、来街者等に対して、交通社会実験の評価を確認するため、アンケート調査を実施しました。

● 街づくり協議会の活動紹介

交通社会実験の共催団体である「深大寺通り街づくり協議会」の活動を広く知っていただくとともに、交通問題を是れとす地域の課題に関心をもち、持っていただくため、活動紹介のブースを設け、実験期間中の土・日・祝日にパネル展示等を行いました。



● サポートセンター

実験に関する相談窓口、実験PRのため、誰もが気軽に入れるスペースとしてサポートセンターを設置しました。

● ドライバーのマナーアップを促す2つの実験

(⇒結果は7～9頁をご覧ください)

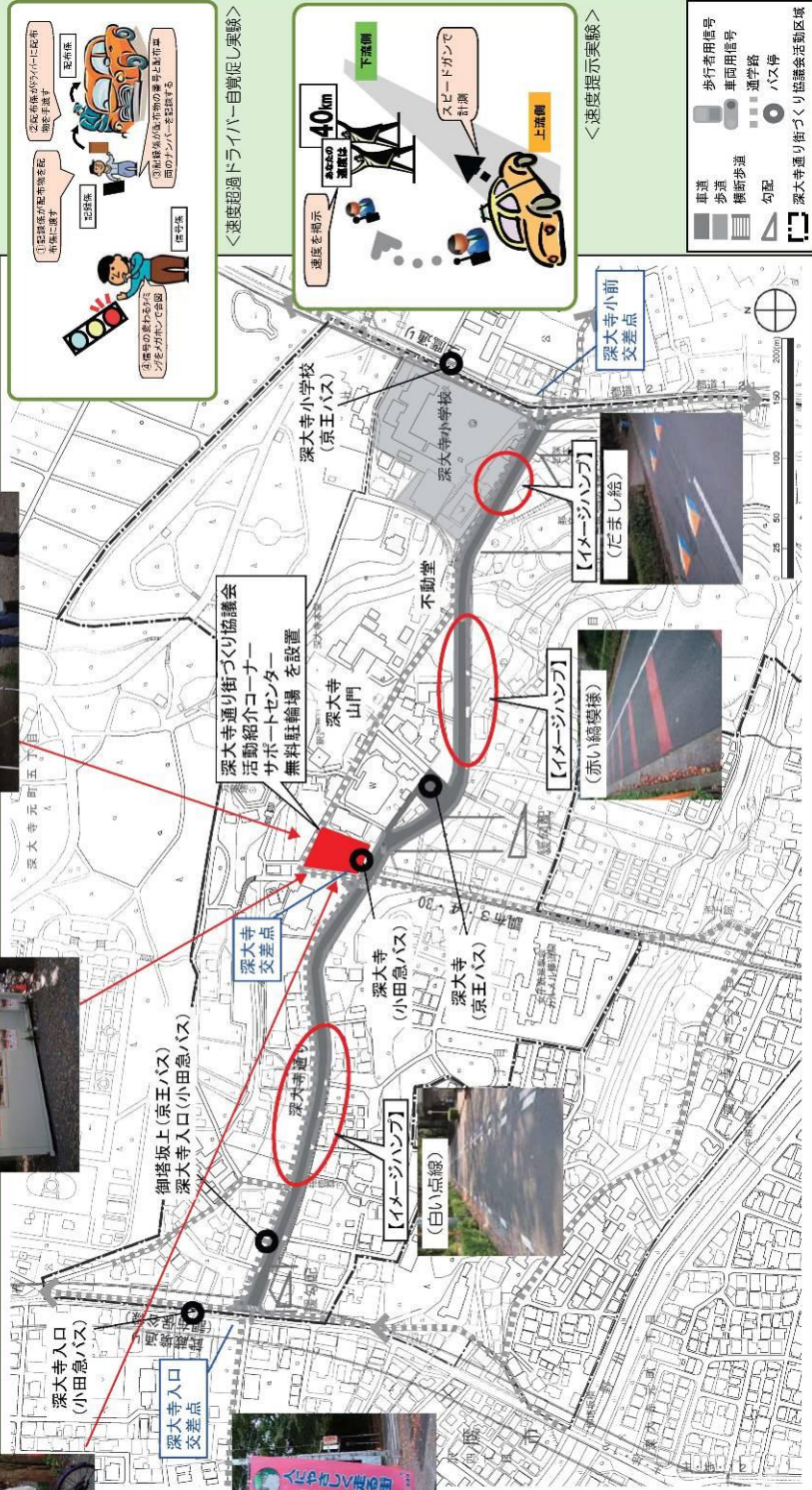
①ドライバーのマナーアップを促す実験として、①速度超過ドライバー-自覚促し実験と②速度提示実験の2種類の実験を実施しました。

①速度超過ドライバー-自覚促し実験

歩行者・自転車利用者が悩んでいる危険な思いを記したリーフレットを約350名のドライバーに配布しました。(11月24日(水)・25日(木)の2日間、朝7時～10時で実施)

②速度提示実験

①速度超過ドライバー-自覚促し実験に加え、通過車両の走行速度を計測し、プラカードに表示して直接ドライバーに伝えました。(11月25日(木)の朝7時～10時の間で実施)



イ 「深大寺通り地区街づくり提案書」 (平成21年5月, 深大寺通り街づくり協議会)

深大寺通り街づくり協議会では, 平成21年5月, 深大寺地区の歴史的・文化的環境や良好な住環境の保全や, 地域資源を活用した賑わいの創出を図るため, 「水と緑と寺とそばのまち深大寺」を目標に掲げた街づくり提案書を市長に提出しました。提案書では, 街づくりの理念, 街づくりの目標, 目標実現のための基本方針として街づくりの10の原則等を掲げています。

1. 街づくりの理念

深大寺通り周辺地区は, 古い歴史を持つ深大寺を中心に, 都立神代植物公園や水生植物園など調布市最大のシンボリックな豊かな緑につつまれ, 元禄年間に有名になったと言われている深大寺そばなど貴重な地域資源があり, 市民や都民の憩いの場となっています。この様な地域特性を踏まえ, 街づくりの理念として以下の3点を掲げます。

- ① 在ある歴史的な風情を守り, 神代植物公園など周辺の環境資源とのネットワークを強化する。
- ② 在の緑豊かな環境を維持し, より一層, 緑を増やすための取り組みを進める。
- ③ 子どもからお年寄りまで, 多様な世代が楽しめるほっとする空間づくりを進める。

2. 街づくりの目標

調布市及び東京の貴重な地域資源を活かした街づくりを進めるため, 深大寺通り周辺地区を特徴づけている《水と緑》《寺とそば》《住まい》の3つをテーマとし, 以下のような街づくりの目標を設定します。

街づくりの目標「水と緑と寺とそばのまち深大寺」

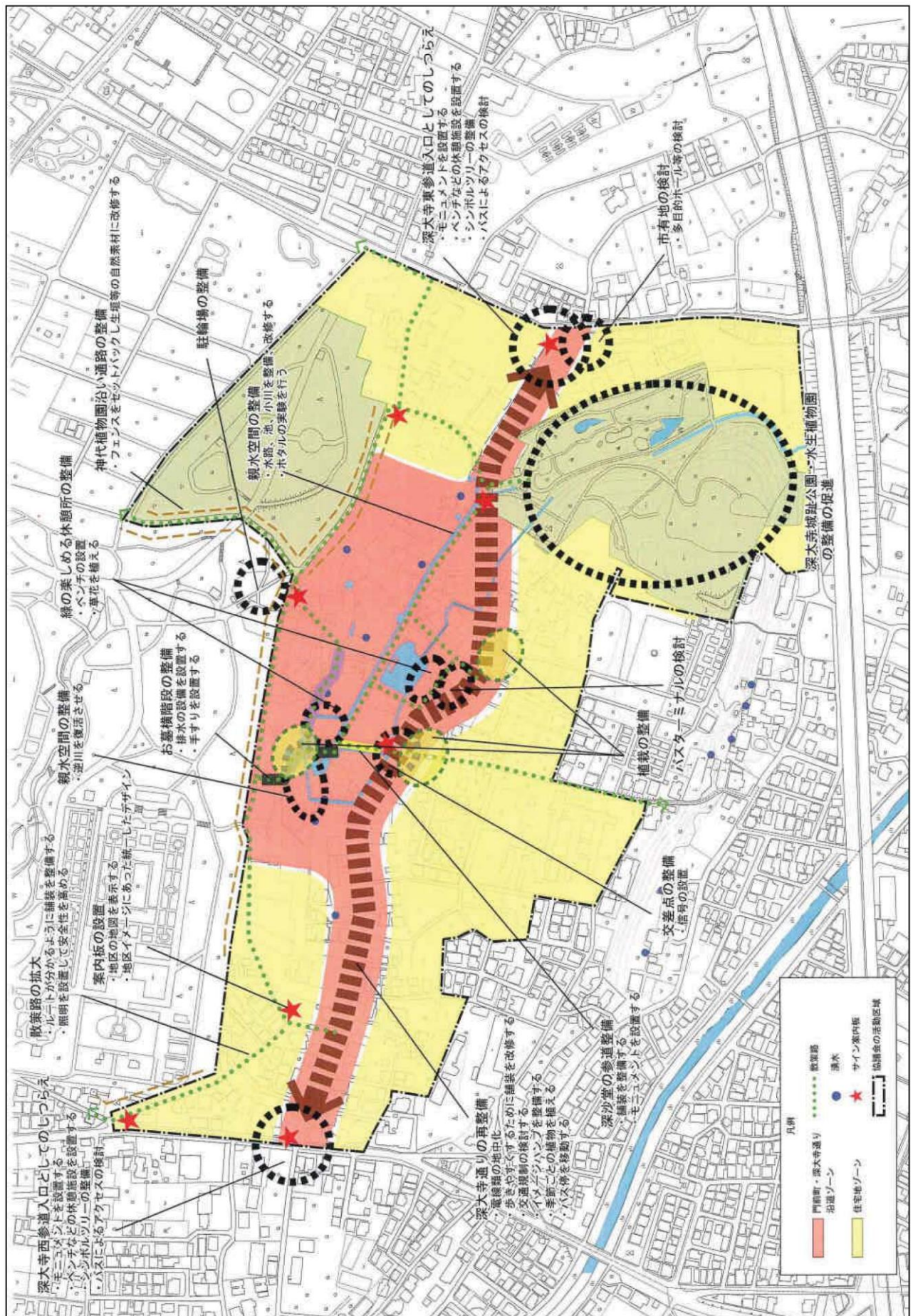
《水 と 緑》 国分寺崖線の豊かな水と緑を保全・活用し, 安らぎある武蔵野の原風景を再生する。

《寺とそば》 深大寺の歴史と文化を継承し, 歴史的な趣のある素朴な観光文化歴史拠点を形成する。

《住 ま い》 深大寺らしさを大切に, 心豊かな落ち着きある住宅地を形成する。

3. 街づくりの10の原則

- 原則① 現在ある樹木や樹林, 樹林地を守り育て, 維持管理を行います。
- 原則② 湧水や亀島弁財天池などの水資源を守り, ほっとする憩いの場として活用します。
- 原則③ 深大寺や深大寺城趾などの歴史的資源を守り, 後世に伝えます。
- 原則④ 深大寺門前町の景観を守り, 観光地として賑わいのある街なみ景観を創ります。
- 原則⑤ 自然と歴史を楽しめる回遊性を創出し, 人を中心としたまちづくりを進めます。
- 原則⑥ 四季折々の草花や緑を楽しめる環境を創出します。
- 原則⑦ 自然環境と歴史的な風情を活かした落ち着きのある住宅地景観を形成します。
- 原則⑧ 都心近郊の観光文化拠点として, 来訪者にもわかりやすい街にします。
- 原則⑨ 自然環境と歴史的な風情を大切に, 深大寺にふさわしい道路や公園の整備を進めます。
- 原則⑩ 地域コミュニティを基本に, 住民主体の街づくりを進めます。



街づくり計画図（出典：深大寺通り地区街づくり提案書）

ウ 深大寺通り周辺地区街づくり協定（平成24年8月，深大寺通り街づくり協議会）

深大寺通り街づくり協議会は、「深大寺通り地区街づくり提案書」に基づき，地域の豊かな自然環境を保全し，良好な街なみ景観を守り育てていくため，「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく自主的なまちのルールである「深大寺通り周辺地区街づくり協定」を作成し，締結しました。

○目指すまちのイメージと協定で規定する主な項目と内容



●自然環境に関する事項

①自然環境の保全

自然林を始めとする樹木や湧水，水路等の貴重な自然環境は，原則として現状を維持する。

②樹種の選定

樹木を新しく植えるときは，地域の植生に配慮し，原則として昔からある樹種を選定する。

③水環境の保全

新たに湧水が確認された時は，既存の水路につなげ水環境を保全する。

④維持管理

所有者及び地域住民が協働して維持管理に努め，自然環境との共存を図る。

●建築物等に関する事項

①敷地規模

新たに建築物等の敷地を造成する場合は，周辺の自然環境や街なみに配慮し，隣接する同じ用途の建築物と同程度の敷地規模とする。

②建物配置・前面

建築物等の前面には，できる限りゆとり空間を設け，緑や花，ベンチなどによりもてなしの工夫を行なう。また敷地周辺に柵・塀や門を設置する場合には，生垣や竹垣，板塀等の自然素材等を用い，自然環境や街なみに配慮する。

③建物高さ

住宅や店舗等の建築物の高さは，周辺の樹林や街なみに配慮し，10m以下とする。

④建物外観

和風を基調に，深大寺地区らしいものとする。

⑤屋根形状

屋根等は，原則として傾斜屋根とし，街なみに配慮する。

⑥色彩

建築物の屋根及び外壁の基調色は，周辺の自然環境と調和し，隣接する建築物との対比感が強い色彩は避けるものとする。ただし，素材色等で街なみに違和感を与えないと認められるものについてはこの限りでない。

⑦店舗照明・外壁

店舗は，周辺景観に配慮し明かりや野外席等の意匠を店舗ごと統一を図り，賑わいを演出する。

⑧車庫・物置・建築設備等

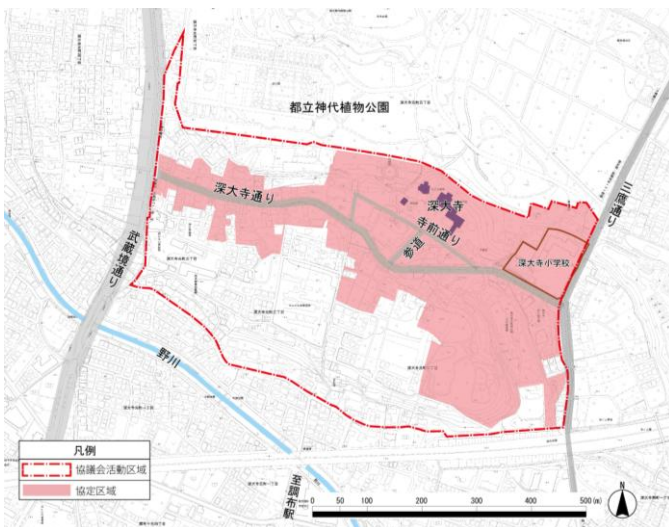
車庫や物置，室外機など建築設備等は，道路等の公共空間から極力見えない位置に配置し，できる限り木製建具や植栽等で修景する。

⑨広告物・看板等

看板，のぼり等広告物は自家用で適切な大きさのものとし，ネオンサインを避け，街なみとの調和を図る。

⑩自動販売機

自動販売機については色彩に配慮し，できる限り木製枠等で修景する。



協定区域図

深大寺通り周辺地区街づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内において水と緑の保全に関する事項、第7条に定める建築物等の整備に関する事項、及びその他の事項等を協定し、深大寺通り周辺地区の豊かな自然環境を保全し、歴史・文化を継承した風情ある観光文化拠点や、心豊かな落ち着きある住環境を形成することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、深大寺通り周辺地区街づくり協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は第5条に定める協定区域内の土地所有者及び借地権者（以下「所有者等」という）の同意により締結する。

(協定の変更及び廃止)

第4条 この協定に係わる協定区域、水と緑の保全に関する事項、建物等の整備に関する事項、及びその他の事項を変更するときは、協定区域内の所有者等の2/3以上の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとするときは、協定区域内の所有者等の過半数の合意によらなければならない。

(協定区域)

第5条 この協定にかかる区域は、別図1に示す区域とする。

2 別図に示す深大寺通り街づくり協議会活動区域（以下「協議会活動区域」とする）においては、本協定の目的や内容への理解や、協定運用のための活動の協力を求めていく区域とする。

(水と緑の保全に関する事項)

第6条 協定区域内においては、以下に定める内容を守り、深大寺周辺地区を特徴づけている武蔵野の原風景の保全を図るものとする。

一 自然林を始めとする樹木や湧水、水路等の貴重な自然環境は、原則として現状を維持する。

二 樹木を新しく植えるときは、地域の植生に配慮し、原則として昔からある樹種を選定する。

三 新たに湧水が確認された場合は、既存の水路につなげ、水環境の保全に努める。

2 所有者等及び地域住民が協働して水と緑の維持管理に努め、自然環境との共存を図る。

(建築物等の整備に関する事項)

第7条 協定区域内において、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、改修、移転若しくは用途変更又は宅地の造成等土地の区画形質の変更、その他街なみ景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為をする者は、別表1に掲げる内容に適合するよう努める。

(建築物等の整備に関する事前調整)

第8条 協定区域内において、第7条に規定する行為を行おうとする者は、行為の内容について、事前調整の上、第11条で定める協定運営委員会と、調布市（「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」第13条第2項）に届け出をし、承認を受けるものとする。

2 協定運営委員会は、届出の内容が本協定の内容に合致しているか確認を行なう。

3 協定運営委員会は、必要に応じて公共団体等関係団体・機関及び学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができることとする。

(建築物等の維持管理に関する事項)

第9条 協定に沿って整備された建築物等にあつては、第7条で規定する整備内容が保持されるように、隣近所や街なみに配慮し、維持管理に努めることとし、それ以外の建築物等にあつては同程度の整備内容を目標として維持修繕(管理)に努めることとする。

(地区施設等の維持管理に関する事項)

第10条 調布市が街なみ環境整備方針に基づいて整備した地区施設等については、別の管理協定等により所有者等及び地域住民が維持管理を行なうこととされた場合、当該所有者等及び地域住民は協働して適切な維持管理に努めるものとする。

(運営組織)

第11条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、本協定内容の運用状況について把握するとともに、必要に応じて、協定区域内の所有者等に対し、助言や指導を行なうことができる。

3 委員会役員は協議会活動区域の土地所有者及び借地権者等の互選により、次の役員を置く。

委員長、副委員長、運営委員

4 委員長は、協定運営の事務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

(協定の継承)

第12条 協定区域内の所有者等は、土地や建築物等の権利を移転する場合には、新たにその権利を取得する者に対し、協定内容を承継することとする。

(協定の有効期間)

第13条 協定の有効期間は、第4条に定める協定の廃止の合意がなされない限り、毎年継続していくものとする。

附則

1 この協定は、平成24年8月1日から施行する。

2 この協定の写しを協定区域内の所有者等全員が保有する。